

江別市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江別市ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し、江別市広告掲載要綱（平成18年9月29日市長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び規格)

第2条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、バナーの規格は、次のとおりとする。

- (1) バナーのファイル形式は、G I F形式とする。ただしアニメーションG I Fは対象外とする。
- (2) バナーのサイズは、1 枠につき縦70ピクセル以内、横200ピクセル以内で、ファイルサイズ10k b以内とする。
- (3) バナーは、広告掲載主が作成するものとする。

(広告掲載の位置及び箇所)

第3条 掲載する広告の位置及び箇所は、次のとおりとする。

- (1) ホームページのトップページ 10 枠以内
- (2) 「くらしの情報」「産業・ビジネス情報」「観光情報」「市政情報」のページ各5 枠以内
- (3) その他市長が広告の掲載について適当と認めるページ

(広告の掲載期間及び掲載料)

第4条 広告の掲載期間は1 か月単位で最長12 か月とし、掲載料は、次のとおりとする。

- (1) トップページ 1 枠につき1 か月15,000 円
- (2) トップページ以外のページ 1 枠につき1 か月3,000 円

(広告の掲載開始日及び終了日)

第5条 広告の掲載開始日及び終了日は、原則、江別市の休日を定める条例（平成5年条例第18号）第1条に規定する休日（以下「市役所閉庁日」という。）以外の日とし、時間帯は次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載開始日 市役所閉庁日以外の正午までの時間帯
- (2) 広告の掲載終了日 市役所閉庁日以外の午後5時以降の時間帯

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 広告掲載の申込み及び決定は次により行なうものとする。

- (1) 広告掲載をしようとする者（以下「掲載希望者」という。）は、江別市広告掲載申込書（第1号様式）により掲載開始希望日の4週間前から2週間前までの間に申込みを行なうものとする。
- (2) 市長は、前号による申込みを受理したときは、要綱に定める事項の確認等を行い掲載の可否を決定し、江別市広告掲載決定通知書（第2号様式）又は江別市広告不掲載決定通知書（第3号様式）により掲載開始希望日の7日前までにその可否を通知するものとする。
- (3) 申し込まれた掲載依頼が掲載可能枠より多い場合は、下記により掲載する広告を決定するものとする。

優先順位	内 容
1	江別市に本社等のある掲載希望者の申込み
2	継続掲載の申込み
3	掲載申込期間の長い申込み

上記により優先順位を決定できない場合は、市長が抽選を行い決定するものとする。

(広告掲載を取り止めた場合等の広告掲載料の取扱い)

第7条 広告掲載の掲載を取り止めたとき等の広告掲載料は、下記により取り扱うものとする。

(1) 広告主からの申出などにより、広告主の事情で掲載を取り止めるときは、納付済みの掲載料から掲載を取り止めた日の属する翌月以降の広告掲載料を還付するものとする。

(2) 広告掲載期間中に、バナーのリンク先ページや同一サイトの他のページの内容が要綱第3条から第5条までのいずれかに該当し、広告掲載が不適当となった場合は、次の取り扱いとする。

ア 市長は、広告の掲載を取り止め広告主に不適当な箇所の修正を求め、広告主が修正を実施したときは、広告掲載を再開する。なお、掲載を中断した期間に係る掲載料は還付しないものとする。

イ アの修正に広告主が応じないときは、市長は広告主に掲載の辞退を求め、広告主が辞退に応じたときは辞退の申出があった日の属する翌月以降の広告掲載料を還付するものとする。

ウ ア及びイ以外の場合は、広告の掲載を取り止め、それ以降の掲載料は還付しないものとする。

2 広告掲載期間中、市の情報システム障害又は情報システム保守等、市に原因が帰属する事由により外部からホームページの閲覧が不能になったときは、閲覧不能状態の発生から6時間を経過した時点から、24時間を1日として日割りにより計算した額を還付するものとする。

ただし、広告主の承認があれば還付に代えて閲覧不能期間に相当する期間について当初の掲載期間を延長することができるものとする。

3 広告掲載期間中において自然災害又は第三者による市の情報システム及び市が使用しているインターネット接続業者の情報システムに対する不正アクセスなど、市に原因が帰属しない事由により外部からホームページの閲覧が不能になったときは、掲載料の還付は行なわないものとする。

(その他)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月30日から施行する。